外国につながる高校生の在留資格に関する相談事例

NPO法人glolab 相談担当　　西尾加朋

高校生の在留資格の問題の主な要因

親の在留資格の問題に起因するケースが多い。

・親亀が転ぶと子亀も転ぶ

在留資格に関する知識が、本人、保護者にも備わっていない。

正確な情報につながる手段が乏しい

・保護者は言語の問題に起因して、ホスト社会と隔絶している。本人は友人や同国人の口コミを頼りにする。「情報弱者」に陥りやすい。

外国人が中長期で新規入国するまでの手続き

Aコース

現地の在外公館で査証申請をして査証発給を受けたのち、来日して上陸許可後在留資格の付与を受ける。

Bコース

事前に入国管理局で在留資格認定申請を受けて、それを根拠に在外公館で査証の発給を受けてから、来日して上陸許可の際に、在留資格の付与を受ける。

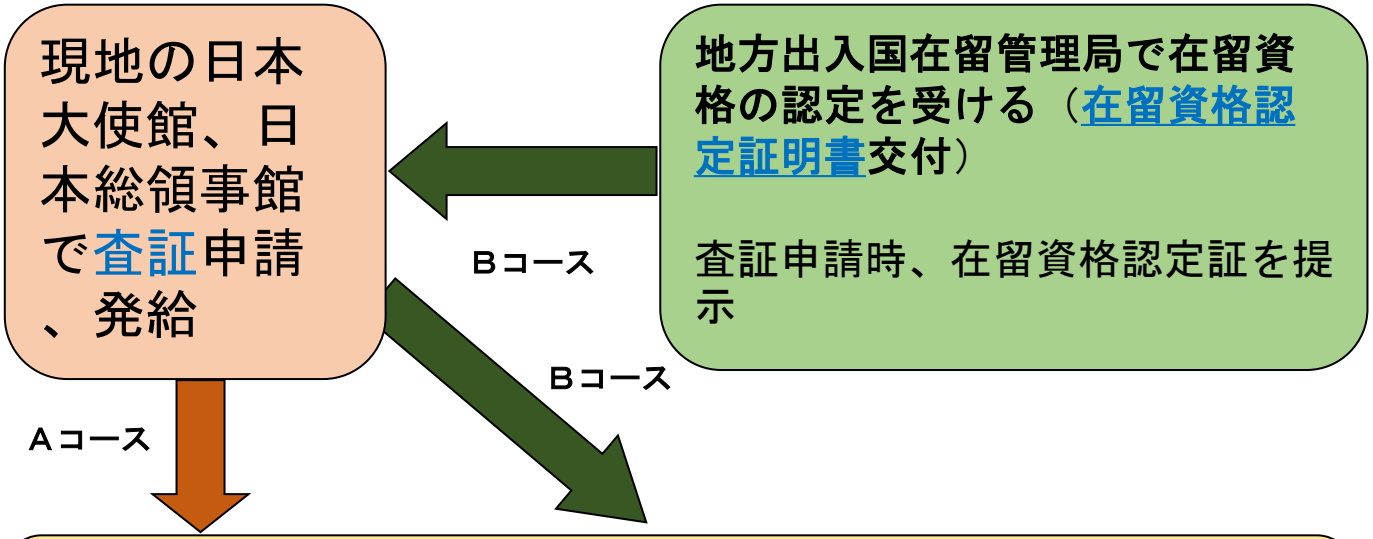

日本上陸、入国手続き。空港にて在留カード受領。翌日から14日以内に住民登録。

在留カードの交付を行っていない空港の場合、パスポートに証印シールを受けた後、入国翌日から14日以内に居住地で住民登録を行うと、入管から居住地住所を記載した在留カードが滞在住所に送達される。

在留資格の付与を受けた後、期限が来る前に、地方出入国在留管理局で更新申請を行って在留継続可能。在留の条件が変わると、在留資格変更も可能。

事例1：親の在留資格の問題に起因して本人の在留期間更新が不許可になった例(2010年8月)

・本人：定時制高校生。在留資格「家族滞在」。

・家族：母親（エスニック料理店調理師）「技能」。2人家族。

あらまし

・母親、「技能」在留資格では、自国の民族料理を提供する料理店にしか勤務できないことを知らず、在留期間3年のうち、約1年間日本料理の居酒屋の厨房で勤務した。

・本人（高校生）の在留期間更新申請時に、入管から母親の就労状況の問題を指摘され、更新申請が不許可になった。

→出国準備期間の「特定活動」（30日）に変更。

・1か月後の母親の在留期間更新申請も、不許可になった。

→出国準備期間の「特定活動」（30日）に変更。

・「せめて本人だけでも日本に戻って高校在学を継続できないか」と報告者に相談。

事例1：親の在留資格の問題に起因して本人の在留期間更新が不許可になった例(2010年8月)対応編

・本人：定時制高校生。在留資格「家族滞在」。

・家族：母親（エスニック料理店調理師）「技能」。2人家族。

対応策

・本人は、**定時制課程在学なので、「留学」在留資格対象外。**

・東京入管から、2人とも一旦帰国して、それぞれ元の「技能」「家族滞在」の在留資格で**「在留資格認定証明書交付申請」**をして再入国する道を指南される。

・「在留資格認定書交付申請」申請提出をして、2人は帰国。受け入れ先は、母親の勤務予定先のエスニック料理店。

・2人の「在留資格認定書交付申請」が許可に。2人は申請から3か月後、「技能」「家族滞在」の在留資格で再来日。

事例2：親の離婚に起因して本人の在留期間更新が不許可になった例(2019年5月)

・本人：全日制高校生。在留資格「定住者」。

・家族：継父「永住者」、母「永住者の配偶者等」。元3人家族。

あらまし

・本人の母、母国で前婚歴あり。日本に住む同国人男性（継父）と再婚、2014年に来日。2015年に本人を呼び寄せ。

・母と継父が2017年に日本で離婚。母はそのまま帰国せず、同じ在留資格で在留し続ける。

（本来、在留要件を失った時点から6か月以内に、帰国か在留資格の変更をしなければならない）。

・母、離婚して1年後の2018年、在留期限到来のタイミングで、「定住者」に在留資格変更申請をしたが不許可になる。本人を日本に残して一人帰国。

・本人、母親より半年後、在留資格更新申請、不許可に。→出国準備期間の「特定活動」（30日）に変更。

「留学」に在留資格変更申請して、日本で勉学を続けたい。

事例2：親の離婚に起因して本人の在留期間更新が不許可になった例(2019年5月)対応編

・本人：全日制高校生。在留資格「定住者」。

・家族：継父「永住者」、母「永住者の配偶者等」。元3人家族。

対応策

・入管に、**「留学」在留資格の変更申請をしたが受理されず。**学校に籍を残し、帰国することに。

・帰国前に、「留学」在留資格で**「在留資格認定証明書交付申請」**を行って、再来日を図る（受け入れ先は、在学高校）。

・「在留資格認定証明書交付申請」が許可されなかった。本人、母国でも高校に編入できず、

日本での通信制高校などの方法を模索。

高校生の在留資格の問題解決への課題

高校生に対する在留資格に関する、正しい情報の周知

・行政機関による情報周知の必要。

・学校や支援者が、適切な機関で相談できることを平素から説明。
（東京の場合は、FRESC＝外国人在留支援センター、東京出入国在留管理局など）

・学校で、専門家（弁護士、行政書士等）による特別授業の実施をするなど、生徒の在留資格についての認識を高める。

・支援機関と連携し、適切な情報を伝え支援を行う。

生徒が相談しやすい環境づくり

・身近な先生や大人に相談ができる関係の構築。

・学校や支援者側も、在留資格に関する知識をそなえる。

・多文化共生コーディネーターや、相談員を学校に配置。教員と連携し、生徒が気楽に相談できる環境を作る。

・コーディネーターを中心に、適切な専門家、機関につなげられるようなシステムづくり。